

第5章 計画の推進にあたって

Ⅰ 協働による計画の推進

(1) 計画の推進主体と連携の促進

地域福祉を推進するのは町民一人ひとりです。地域の課題解決にあたっては、町民が自らの手で解決できることは自ら行う「自助」と、住民同士が助け合って課題解決を図る「互助」の2つの考え方が基本となります。行政の役割はそれを支援することと、町民とともに課題解決を図る協働の場や仕組みを整えることです。

家族や隣近所等、身近なところから、地域、まち全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくることで、誰もが安心して暮らせるまちをつくることができます。

本町の地域福祉を推進するための指針である本計画の実施主体は、地域住民、各種団体、福祉事業者、事業所、学校、社会福祉協議会、行政等を包含したすべての町民であり、互いに連携し、一緒に取り組む体制を構築します。

(2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉はもちろん教育、防災・防犯、まちづくり、生活環境など様々な分野にわたることから、介護福祉課が中心となり、庁内関係課が相互に連携し、施策を推進します。

(3) 社会福祉協議会との連携

地域の課題を解決するためには、福祉関係者、ボランティア、地域住民と協働した施策の展開が求められます。

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として位置付けられ、本町の地域福祉活動を推進しています。今後も、行政と社会福祉協議会との連携を一層強化し、ともに地域共生社会の実現を目指します。

(4) 各種地域組織・団体等との連携

本計画を協働して推進するため、自治会、民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

2 計画の進捗管理・評価

本計画の進捗管理・評価にあたっては、策定委員会において、地域福祉の推進に関し必要な事項について審議するとともに、計画の進捗状況の確認、評価等を行います。

また、策定検討会にて計画推進状況に応じて、方向性や成果指標の再検討を行います。

(1) 策定委員会【庁内組織】

行政における関係部署及び町社会福祉協議会で組織し、関連個別計画との整合を図るとともに、本計画に基づく事業内容の協議や目標の設定等を行い、本計画の総合的な推進を図ります。

また、計画の進捗状況をとりまとめ、「策定検討会（外部組織）」へ報告します。

(2) 策定検討会【外部組織】

地域福祉関係機関や団体、その他住民等で組織し、計画の進捗状況の点検・評価や、本計画に基づく事業内容等への提言を行います。

また、行政や社会福祉協議会と連携のもと、本計画の推進に取り組みます。

3 計画の周知

地域福祉を推進するためには、できる限り多くの住民の理解と参画が必要となります。

本計画の周知にあたっては、広報ひじやホームページ、公式 SNS、社協だより等を通じて、本計画の趣旨や地域福祉に関する情報提供を行い、住民が主体的に活動できるような環境を整えます。